



基準協会だより

No.84



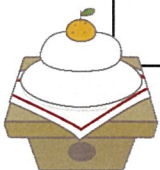
BSN新潟放送「出川哲朗の充電させてもらえませんか？」で放映された『春日山神社』参道登り口



新年 あけまして おめでとうございます

目次

新年のご挨拶 高田労働基準協会長	2
新年のご挨拶 上越労働基準監督署長 様	3
大臣顕彰者・緑十字賞受賞者のご紹介	4
上越労働基準監督署からのお知らせ	5
○冬季無災害運動推進中○石綿事前調査結果報告の義務化	
○脚立・はしごからの墜落・転落災害防止	
○労働衛生基準の見直し○脳・心臓疾患認定基準の見直し	11



発行 高田労働基準協会 上越市春日野1丁目5-10
☎025-523-9595 FAX025-522-9599

新年のご挨拶

働く皆さんの幸せを願って



高田労働基準協会 会長

タワーパートナーズセミコンダクター株式会社

こたに なおき

新井地区総括 粉谷 直樹



新年明けましておめでとうございます。

高田労働基準協会会員事業所の皆様におかれましては、清々しい新年をご家族の皆様と共に迎えになられていることと心よりお慶び申し上げます。また、平素より当協会の運営に多大なるご理解を頂くとともにご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、一昨年から引き続き、新型コロナウイルス蔓延防止のために色々な行事のあり方が問われ、中止、延期、縮小が多く発生し、皆様におかれましては大変ご苦勞なされたことと推察いたします。当協会の会合や行事にも少なからずの影響があり、皆様にはご迷惑をお掛けしたこととお詫び申し上げます。また、昨年末頃には、ワクチン接種の普及と一人ひとりの感染予防対策が効果を上げ、少し落ち着いた感もでてきたところ、新たな変異株でありますオミクロン株の出現により、専門家の皆様が予測しておられた「第6波」の傾向が年明けとともに著しくなり、些かの油断もできない情勢が懸念されます。

さて、本年は「第13次労働災害防止計画5か年計画」の5年目となる最終年であり、掲げた目標を達成するべく活動に取り組んで参ります。

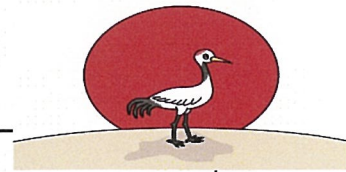
しかしながら、令和3年の上越労働基準監督署管内の労働災害発生状況（休業4日以上・速報値）を確認すると、前年比で+55件（総数308件）もの労働災害が発生しており、残念なことに死亡労働災害も5件発生している実態です。これは由々しき事態であると認識しています。

労働災害増加の要因としては、昨年1月に発生した豪雪による転倒災害、事業所内で発生した新型コロナウイルス感染による休業と伺っております。転倒災害に関しては昨年の教訓を活かし、不安全箇所の撤廃、一人ひとりへの啓蒙活動が重要と考えます。また、新型コロナウイルス感染に関しましては、引き続き感染予防対策と感染状況を把握したうえでの事業所からの前裁きの指針発信が必要と思います。

本年は他の災害も含め、被災者を出さないという強い信念の基、経済活動も強化していくという経営トップの本来あるべきミッションを遂行して、働く人の皆さんが幸せになるように活動していこうではありませんか。

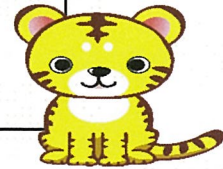
最後になりますが、今後とも当協会へのご支援、ご協力を心からお願いを申し上げますと共に、上越労働基準監督様ならびに各会員事業所の皆様の無災害、益々のご発展とご多幸を祈念致しまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。





新年のご挨拶

上越労働基準監督署
署長 市川 尚 様



新年あけましておめでとうございます。

高田労働基準協会会員の皆様におかれましては、穏やかな新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃より当署の行政運営全般に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染拡大により、医療現場や経済活動への影響のみならず、あらゆるもののあり方や考え方が見直され、新たな生活様式や価値観の広がり等、多方面に様々な変化をもたらしています。中小企業・小規模事業者をはじめ多くの企業がかつてない危機に直面し、いよいよ回復の兆しが見えてきたところで原油の高騰など、依然として景気の回復を実感できない状況が続いております。会員事業場の皆様におかれましても、ご心労はいかほどかと拝察いたしますが、こうした状況下においても、職場における感染予防、労働者の健康管理の状況を確認したうえで、引き続き、職場の実態に即した感染拡大防止対策を講じていただきますようお願いいたします。

さて、当署の令和3年の労働災害発生件数(休業4日以上)の死傷災害)は、12月末現在の速報値で「308件」、前年比21.7%(55件増)増加しており、当署で重点的に進めている第13次労働災害防止推進計画の令和3年の単年目標である「252件以下」を大幅に上回る極めて不本意な結果となりました。令和3年は、1～2月の大雪、新型コロナウイルス感染症の拡大等の要因により、県内各署において災害増の傾向は共通しておりますが、これらの要因を差し引いても災害増の状況には変わりなく、どの業種においても前年比で増加傾向にあります。事故の型別では、相変わらず「転倒災害」が最多となっており、転倒災害は、冬季の積雪、凍結等により多発する傾向にありますので、大雪や低温に関する気象情報の適切な把握とともに、外気温が氷点下となることが予想される日の前日には、各労働者に注意喚起をお願いいたします。

本年は、労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務付けられます(令和4年4月1日より)。また、育児・介護休業法の改正により、男女ともに仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置などが義務化されます(令和4年4月1日より)。安全衛生面においては、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際の石綿の有無にかかる「事前調査結果の報告」が施工業者に義務化される(令和4年4月1日着工の工事から適用)ほか、制定以来約50年ぶりの事務所衛生基準規則等の改正により、事務所における照明の基準のほか、便所、救急用具等の労働衛生基準が見直されます(照度については令和4年12月1日施行)。これらの法改正、規則改正についても適切な取組をお願いいたします。

結びに、令和4年が会員の皆様にとって、実り多い1年となりますよう、益々のご隆盛とご多幸を心から祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。



STOP !!
転倒災害



厚生労働大臣顕彰 おめでとうございます

安全優良職長厚生労働大臣顕彰

なんぶ

しゅんすけ

南部 俊介 様

令和3年度安全優良職長厚生労働大臣顕彰者として、住友電工ウインテック株式会社田口事業所（妙高市田口）所属の 南部 俊介 様 が顕彰されました。当協会会員事業所での顕彰者は、平成27年以来6年ぶりの栄誉となります。

厚生労働大臣顕彰は、平成10年から実施されているところではありますが、①職長等としての実務経験が10年以上、②過去5年間以上、休業4日以上の災害が発生していないこと③職務に必要な資格（免許、技能講習及び特別教育）を有するとともに、安全管理、作業指揮等の能力が優秀であること④安全管理に関する部下の指導教育又は安全管理に関する知識・技能の普及や継承に積極的に活動していることなどが顕彰基準となっています。

令和3年度 緑十字賞 受賞

おめでとうございます

高田労働基準協会 アーク溶接等特別教育 講師

たきざわ

こうきち

滝澤 孝吉 様

既に、「労働基準ユース11月号」紙面で受賞の経緯がご紹介されていますが、当協会の「アーク溶接等特別教育」の実技・学科講師としても長年ご協力を賜っております 滝澤孝吉 講師が、昨年10月に開催されました第80回全国産業安全衛生大会において緑十字賞を受賞されました。当協会のほかにも、新潟県労働基準協会連合会の上・中越教育センター「ガス溶接技能講習」の講師をはじめとして多方面でご活躍されております。

上越労働基準監督署 からのお知らせ

～ 次頁からのリーフレットをご覧ください ～

- 1 冬季無災害運動推進中！（12/1～2/28）
- 2 石綿（アスベスト）の有無の事前調査
結果報告の義務化
- 3 「脚立・はしごを使う前に」
～ 脚立・はしごからの
墜落・転落災害が増加しています！！～
- 4 職場における労働衛生基準の見直し
～ 事務所衛生基準規則及び
労働安全衛生規則の一部改正 ～
- 5 脳・心臓疾患の認定基準が改正されました！

詳細は上越労働基準監督署に
お問い合わせ下さい！！
☎ 025-523-2111（代表）

冬季無災害運動 推進中!

～冬季に発生しやすい北陸特有の災害に対する防止対策に取り組みましょう～

実施
期間

令和3年

令和4年

12/1～2/28

この道、
絶対すべる...



CHECK POINT

凍結による転倒災害を防ぐために

- 時間に余裕をもって、急がず、小さな歩幅で歩行しましょう
- 駐車場等は除雪・融雪し、凍結防止剤を散布しましょう
- 職場の危険マップを作成し、適切な履物を着用しましょう
- 天気予報に気を配りましょう



携帯用かんじきの例



ヒートマットの設置例



スリップによる 交通災害を 防ぐために

CHECK POINT

- 早めに冬用タイヤを装着!
- 急ハンドル、急ブレーキ、急発進はしない!
- 無理のない走行計画を!
- 交通安全マップを作成!



除雪機械による 災害を 防ぐために

CHECK POINT

- 機械の故障、点検時にはエンジン停止!
- 運転時には周囲を確認!
- 除雪範囲内への立入禁止徹底!



屋根除雪中の 墜落災害を 防ぐために

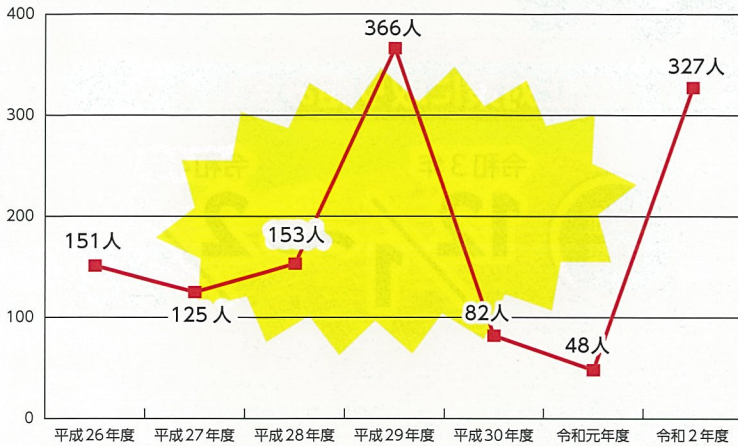
CHECK POINT

- 2名以上での作業を!
- 保護帽と墜落制止用器具着用!
- 作業計画を策定!
- 作業指揮者を選任!

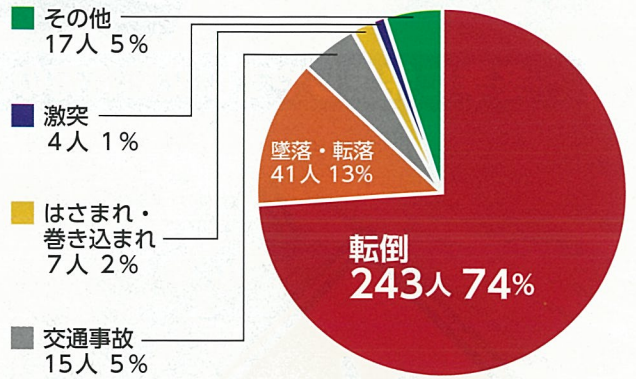


雪による労働災害に注意!!

雪による労働災害発生件数の推移（新潟県_休業4日以上）



事故型別労働災害発生状況（新潟県_休業4日以上）



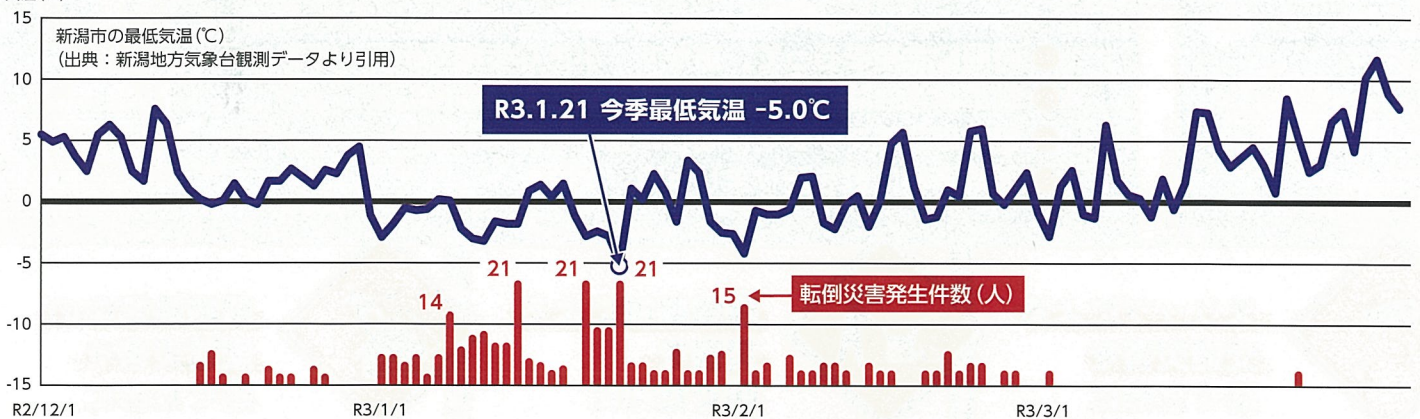
※統計期間「令和2.12.1～令和3.3.31」

冬季無災害運動期間中(12～2月)の転倒災害発生状況

冬季の転倒災害では...

最低気温は、その地域によってバラツキはありますが、相対的に最低気温が氷点下2度以下となると、急激に発生リスクが高まる傾向となっています。

気温(°C)



Check!

大雪や低温に関する気象情報を迅速に把握しよう!

(参考)
新潟県ホームページ「新潟県の雪の情報」
<http://www.chiiki.pref.niigata.jp/yuki>

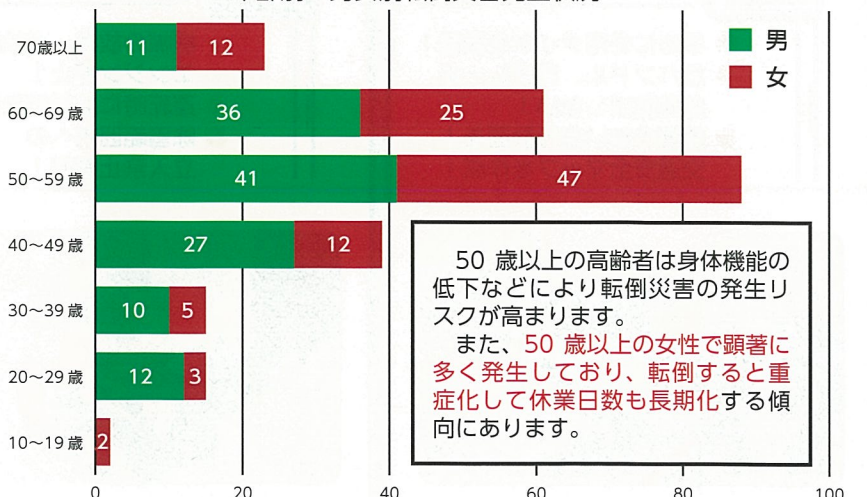
Check!

敷地内の出入口、駐車場、屋外通路の転倒リスクの重点的な点検、注意喚起等、労働者の年齢・性別に応じた対策を取りましょう!

STOP 転倒災害

検索

年齢別・男女別転倒災害発生状況



50歳以上の高齢者は身体機能の低下などにより転倒災害の発生リスクが高まります。
また、50歳以上の女性で顕著に多く発生しており、転倒すると重症化して休業日数も長期化する傾向にあります。

※表の数値は労働者死傷病報告(休業4日以上)の雪による転倒労働災害(243件)を分析したものです。

アスベスト

石綿の有無の

解体・改修・各種設備工事の
受注者の皆さまへ

事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開
予定です。公開までは、事前
調査結果の報告制度のページ
に自動転送されます。

※システムの利用にはgBizID
（gBizプライムまたはgBiz
エントリー）が必要です。gBiz
IDの発行手続きは↓
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



石綿事前調査結果報告システム

検索



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修 (※1)	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物 (※3)	解体・改修 (※2)	請負金額が税込100万円以上

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。

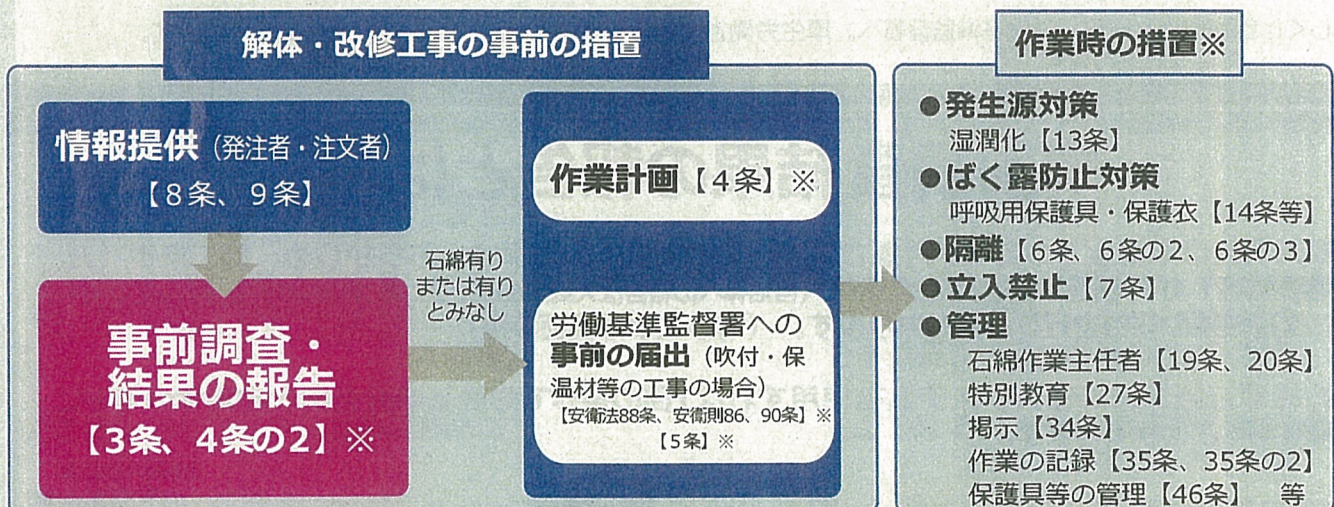
※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果を踏まえた工事の実施 (石綿障害予防規則の規制概要)

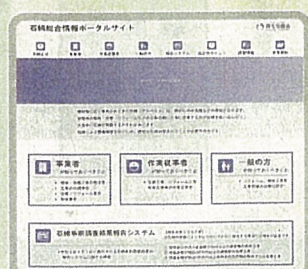
事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。

※は罰則規定のあるもの

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!



「石綿総合情報ポータルサイト」は、2021年12月以降リニューアル予定です。

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。

また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト

検索



建築物（個人宅含む）・工作物・船舶の解体工事、 リフォーム・修繕などの改修工事に対する 石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

令和3年4月施行

解体・改修工事を発注する場合、発注者として、施工業者に対し、以下の配慮を行うことが義務となります

- 建築物・工作物・船舶の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務づけられている石綿の有無の調査（事前調査）の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた以下の発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮すること

- ・ 工事の費用（契約金額）
- ・ 工期
- ・ 作業の方法

【注】石綿除去工事を行う場合は、通常より費用、工期がかかります

- 工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無についての情報がある場合は、その情報を施工業者に提供するなどの配慮をすること
- 石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務づけられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に
なってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、
折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つ
ための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう



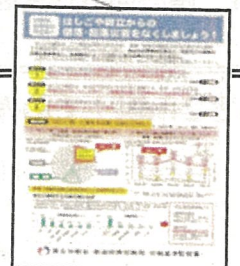
「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

出典:「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災害
防止協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

職場における労働衛生基準見直しの 主な項目とポイント

(事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部改正関係)

主な項目	見直しのポイント
照度 【事務所のみ】 (R4.12.1 施行)	<ul style="list-style-type: none">・事務作業における作業面の照度の作業区分を2区分とし、基準を引き上げる。<ul style="list-style-type: none">一般的な事務作業 (300ルクス以上)付随的な事務作業 (150ルクス以上)・個々の事務作業に応じた適切な照度については、作業ごとにJIS Z 9110などの基準を参照する。
便所 ※便所を男性用と女性用に区別して設置する原則は維持。	<ul style="list-style-type: none">・男性用と女性用の便所を設けた上で、独立個室型の便所^{注)}を設けたときは、男性用及び女性用の便所の設置基準に一定数反映させる。・少人数 (同時に就業する労働者が常時10人以内) の作業場において、建物の構造の理由からやむを得ない場合などについては独立個室型の便所で足りるものとする。既存の男女別便所の廃止などは不可。・従来の基準を満たす便所を設けている場合は変更は不要。 <p>注) 独立個室型の便所：男性用と女性用を区別しない四方を壁等で囲まれた一つの便房により構成される便所。</p>
シャワー設備等	設ける場合は誰もが安全に利用できるようにプライバシーにも配慮する。
休憩の設備	事業場の実情に応じ、広さや設備などを検討することが望ましい。
休養室・休養所	<ul style="list-style-type: none">・随時利用が可能となるよう機能を確保する。・入口・通路からの目隠し、出入り制限等、設置場所等に応じ、プライバシーと安全性の両者に配慮する。
作業環境測定 【事務所のみ】	一酸化炭素、二酸化炭素濃度の測定機器は、検知管に限らず同等以上の性能を有する電子機器等も可である旨を明示する。
救急用具の内容	作業場に備えるべき救急用具・材料について、一律に備えなければならない具体的な品目についての規定を削除する。 職場で発生することが想定される労働災害等に応じ、応急手当に必要なものを産業医等の意見、衛生委員会等での調査審議、検討等の結果等を踏まえ、備え付けることとする。

職場における労働衛生基準が変わります

～照度、便所、救急用具等に係る改正を行います～

令和3年12月に「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、職場における一般的な労働衛生基準が見直されます。事務所における照明の基準のほか、事務所その他の作業場における清潔、休養などに関する労働衛生基準は、次によることとしてください。

省令の改正に伴って変更される点

- 作業面の照度【事務所則第10条】** ※令和4年12月1日施行
現在の知見に基づいて事務作業の区分が変更され、基準が引き上げられます。
- 便所の設備【事務所則第17条、安衛則第628条】**
新たに「独立個室型の便所」※が法令で位置付けられます。
便所を男性用と女性用に区別して設置するという原則は維持されますが、独立個室型の便所を付加する場合の取扱い、少人数の作業場における例外と留意事項が示されます。
なお、従来の設置基準を満たしている便所を設けている場合は変更の必要はありません。
※男性用と女性用に区別しない四方を壁等で囲まれた一つの便房により構成される便所。
- 救急用具の内容【安衛則第634条】**
作業場に備えなければならない負傷者の手当に必要な救急用具・材料について、具体的な品目の規定がなくなります。

ポイント：社会状況の変化に合わせすべての働く人々を視野に対応

作業場における清潔を保持するための措置、休養のための措置、良好な作業環境を確保するための措置などは、すべての働く人々にとって重要です。関係通達も含めた労働衛生基準の見直しについて、裏面で詳しく説明しています。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



脳・心臓疾患の労災認定基準が改正されました！

働き方の多様化や職場環境の変化が生じていることを踏まえ、最新の医学的知見を反映した労災認定基準となりました。今回、特に重要な4つの改正ポイントについて概要を作成しました。御一読頂き、今後の職場環境の改善に向けての一助となれば幸いです。

脳・心臓疾患の労災認定フローチャート

認定基準の対象になる疾病を発症

改正ポイント1

対象疾病に、**重篤な心不全**を新たに追加

認定要件1 長期間の過重業務

労働時間(発症前おおむね6か月)

- 発症前1か月間におおむね100時間、又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超えている時間外労働が認められる場合

認められる

改正ポイント2

「長期間の過重業務」の評価にあたり、**労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価**し労災認定することを明確化

総合判断

労働時間と**労働時間以外の負荷要因**を総合的に考慮し、業務と発症との関連性が強いと認められる場合

認められる

認められない

改正ポイント3

「長期間の過重業務」、「短期間の過重業務」の評価における**労働時間以外の負荷要因**の見直し

認定要件2 短期間の過重業務

労働時間(発症前おおむね1週間)

- 発症直前から前日までの間に特に過度の長時間労働が認められる場合
 - 発症前おおむね1週間継続して深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行うなど過度の長時間労働が認められる場合 等
- (いずれも、手待ち時間が長いなど特に労働の密度が低い場合を除く)

認められる

総合判断

労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合的に考慮し、業務と発症との関連性が強いと認められる場合

認められる

認められない

改正ポイント4

「短期間の過重業務」、「異常な出来事」の評価にあたり、**業務と発症との関連性が強いと判断できる場合**を明確化

認定要件3 異常な出来事

発症直前から前日

- 極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす事態
- 急激で著しい身体的負荷を強いられる事態
- 急激で著しい作業環境の変化

認められる

認定要件1~3のいずれも認められない
労災にはなりません

《各ポイントの詳細については裏面へ》

労災認定

改正ポイント1 対象疾病に、**重篤な心不全**を新たに追加

【改正前】不整脈が一義的な原因である心不全症状等は、心停止(心臓性突然死を含む)に含めて取り扱い

【改正後】新たな対象疾病として、**重篤な心不全**を追加

脳血管疾患	脳内出血(脳出血)、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症
虚血性心疾患等	心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)、 重篤な心不全 、大動脈解離

改正ポイント2 「長期間の過重業務」の評価にあたり、**労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価**し労災認定することを明確化

【改正前】

- ・発症前1か月におおむね100時間の時間外労働
または
- ・発症前2か月間ないし6か月間にわたる、1か月あたり80時間を超える時間外労働

が認められる場合、業務と発症との関係が強いと評価

【改正後】改正前基準を維持しつつ、

- ・左記の時間外労働の水準には至らないが、**これに近い時間外労働**
+
- ・一定の**労働時間以外の負荷要因**

が認められる場合にも、業務と発症との関係が強いと評価

改正ポイント3 「長期間の過重業務」、「短期間の過重業務」の評価における**労働時間以外の負荷要因の見直し**

赤字の項目を新たに追加しました。

労働時間以外の負荷要因	勤務時間の不規則性	拘束時間が長い勤務
		休日のない連続勤務
		勤務間インターバルが短い勤務 ※「勤務間インターバル」とは、終業から次の勤務の始業までをいう
		不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務
	事業場外における移動を伴う業務	出張の多い業務
		その他事業場外における移動を伴う業務
	心理的負荷を伴う業務 ※改正前の「精神的緊張を伴う業務」の内容を拡充	
身体的負荷を伴う業務		
作業環境 ※長期間の過重業務では付加的に評価	温度環境	
	騒音	

改正ポイント4 「短期間の過重業務」「異常な出来事」の評価にあたり、**業務と発症との関連性が強いと判断できる場合**を明確化

短期間の過重業務	発症直前から前日までの間に特に過度の長時間労働が認められる場合
	発症前おおむね1週間継続して、深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行うなど過度の長時間労働が認められる場合
異常な出来事	業務に関連した重大な人身事故や重大事故に直接関与した場合
	事故の発生に伴って、著しい精神的、身体的負荷のかかる救助活動や事故処理に携わった場合
	生命の危険を感じさせるような事故や対人トラブルを体験した場合
	著しい身体的負荷を伴う消化作業、人力での除雪作業、身体訓練、走行等を行った場合
	著しく暑熱な作業環境下で水分補給が阻害される状態や著しく寒冷な作業環境下での作業、温度差のある場所への頻回な出入りを行った場合